

人口減少に打ち勝ち、**笑顔**で暮らせる島根をつくる

島根*創生
SHIMANE SOUSEI

障がい者雇用を 応援します!



島根県 健康福祉部障がい福祉課・商工労働部雇用政策課多様な就業推進室

※島根県では、障害者という言葉の「害」の字を原則としてひらがな表記にすることとしておりますが、法令等に規定されている用語、団体・施設等の固有名称などについては、例外的に漢字表記のままとしておりますので、ひらがな表記と漢字表記が混在することについて、ご理解をお願いします。



島根県観光キャラクター「しまねっこ」
島観連許諾第2590号

事業主の皆様へ

障害者雇用率制度について

障がいのある方が普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」の実現のため、全ての事業主には、従業員の一定割合（＝法定雇用率）以上の障がい者を雇用することが義務づけられています。現在の民間企業の法定雇用率は2.2%ですが、令和3年4月までに、2.3%に引き上がることになっています。

事業主区分	法定雇用率
民間企業	2.2%
国、地方公共団体など	2.5%
都道府県などの教育委員会	2.4%

※障がい者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲は、労働者45.5人以上の事業主です。2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、労働者43.5人以上に広がります。
※令和3年4月までに、国、地方公共団体などは2.6%、都道府県などの教育委員会は2.5%に引き上がることになっています。

【問合せ先】 島根労働局 職業対策課 又は ハローワーク

職場定着を図るためジョブコーチを活用しよう!

ジョブコーチ支援とは

障がいのある方や事業主、職場の従業員などに対して、一人ひとりの障がい特性を踏まえたきめ細かい支援を行い、企業への就職や職場での定着を図ります。

支援内容

事業主

- 障がい特性に配慮した雇用管理に関する助言
- 配置、職務内容の設定に関する助言

本人

- 作業遂行力の向上支援 ○職場内コミュニケーション能力の向上支援
- 健康管理、生活リズムの構築支援

家族

- 安定した職業生活を送るための家族の関わり方に関する助言

上司・同僚

- 障がいの理解に係る社内啓発 ○障がい者との関わり方に関する助言
- 指導方法に関する助言

ジョブコーチの種類

配置型ジョブコーチ

地域障害者職業センターの職員が事業所に出向いて支援を行います。

訪問型ジョブコーチ

障がい者の就労支援を行う社会福祉法人等の職員が事業所に出向いて支援を行います。

企業在籍型ジョブコーチ

障がい者を雇用する企業の社員が支援を行います。

【問合せ先】 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 島根障害者職業センター

就職・職場定着に向けて

就労パスポートを利用しよう!

就労パスポートとは

障害のある方が、働く上での自分の特徴やアピールポイント、希望する配慮などについて、支援機関と一緒に整理し、事業主などにわかりやすく伝えるためのツールです。

活用場面

(1) 就職活動段階

- ・職場実習前や採用面接時に、職場の担当者へ説明し、職務の設定などの参考にしてもらうなど

(2) 就職後

- ・就職時に、現場責任者や上司・同僚などへ説明し、体調把握、作業指示、コミュニケーションなどにおいて参考にってもらうなど

【問合せ先】 島根労働局 職業対策課

障がいの種別、特性

障がいの種別、特性はさまざまです。

そのため、これらを十分理解した上で、職場内での支援につなげていく必要があります。

身体障がい者

身体障がい者とは、「視覚障がい」「聴覚又は平衡機能障がい」「肢体不自由」「内部障がい」などの障がいがある方です。

●視覚障がい

視覚障がいには、全盲、弱視、視野きょうさく（見える範囲が限定されている）などがあります。訓練を受ければ、基本的に単独で公共交通機関が利用できます。近年は、OA機器の発達もあり、事務職での採用など職域が広がっています。

●肢体不自由

肢体不自由には、上肢（腕や手指、肘関節など）の障がい、下肢（股関節、膝関節など）の障がい、体幹障がい（座位、立位などの姿勢の保持が難しいこと）、脳病変による運動機能障がい（脳性まひ）などがあります。

●聴覚障がい

聴覚障がいは、聴覚に何らかの障がいがあるために全く聞こえないか、聞こえにくいことをいいます。コミュニケーションの手段としては、手話や筆談などがあります。近年では、店頭での販売業務に携わる方もいます。

●内部障がい

内部障がいには、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がいなどがあり、内臓機能の低下したことをいいます。継続した通院や治療機器の装着のほか日常生活が制限される場合があります。疲れやすい傾向があり、ゆとりのある勤務形態などの配慮が必要な場合があります。

精神障がい者

精神障がい者とは、統合失調症、そううつ病などの精神疾患にかかっている方のことをいいます。定期的な通院や服薬管理などの治療やリハビリによって病気から回復し、自立した生活を送る方も多くいます。

発達障がい者

発達障がいとは、発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠落多動性障害、その他これに類する脳機能の障がいをいいます。例えば、自閉症は、「対人関係の障がい」「コミュニケーションの障がい」「パターン化した興味や活動」の3つが典型的な特徴とされています。一方で、記憶力、集中力など高い能力をもつ方もおり、適性を見極めた職域で活躍される方もいます。

高次脳機能障がい者

高次脳機能障がいは、脳内出血、脳梗塞、くも膜下出血などの頭部外傷、脳腫瘍の後遺症として発症することがあります。また、交通事故などによる脳の全体あるいは部分的な損傷にもなって発症します。その症状は脳損傷の程度によって様々ですが、記憶と学習の困難さ、集中力の低下、失語症、感情コントロールの低下などの症状があげられます。指示をメモすることを習慣づけて仕事を続けている方も多くいます。

知的障がい者

知的障がい者とは、知的な発達に遅れがあり、意思交換（言葉を理解し気持ちを表現することなど）や日常的な事柄（お金の計算など）が苦手なために援助が必要な人です。知的な遅れがあるといっても、すべての能力が遅れているわけではありません。

障がいの程度、能力、意欲、体力などは個人差もあり、知能指数だけで職務能力を判断することは避ける必要があります。

近年は定型業務に加え、事務補助や介護などの業務にも職域が広がっています。

難病のある者

難病とは、原因不明で慢性化するため後遺症が出る可能性の高い病気です。厚生労働省は、361種類（R元.7.1～）の疾病を障害者総合支援法に基づき障がい福祉サービス等の対象としています。身体障がいの原因になったり、継続的な医療管理が不可欠ですが、健康管理上の条件を整理し適切な医療管理を行うことで働くことができる人もいます。

“見えない障がい”の可能性

職場での作業ミスや対人トラブルが続く方の中には、発達障がい、高次脳機能障がいといった“見えない障がい”がある可能性がある方もいます。もしご本人が悩んでいる状況であれば、産業医や専門医への相談を勧めてみるすることができます。周囲の憶測で「障がい者」と判断することはできません。本人と一緒に話し合いながら、丁寧に接していくことが重要です。



障がい者雇用支援制度

障がい者雇用を促進するために、さまざまな支援制度が設けられています。
ぜひご活用ください。

雇用前に受ける支援

障がい者チャレンジ事業

- 障がい者雇用を前提としない10日程度の実習を行うことで、企業、障がい者双方の、「知る・雇う・働く」きっかけづくりを支援
- 事業主・障がい者へ奨励金を支給

【問合せ先】障害者就業・生活支援センター

障がい者委託訓練

- 障がい者が就職するために必要な知識・技能を習得する座学中心の訓練や、企業等の現場を活用して実践的な職業能力を習得する訓練等を、原則3か月以内で実施
- 1人当たり月額6万円(中小企業9万円)を上限に企業へ委託
- 訓練をサポートするため障がい者職業訓練コーディネーターを4名配置(松江、出雲、浜田、益田)

【問合せ先】東部高等技術校、西部高等技術校

雇入れのための支援

トライアル雇用助成金

- 職業経験、技能、知識等の不足から安定的な就職が困難な求職者に対して、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試用雇用する事業主に助成

障害者トライアルコース

(試行雇用期間) 原則3か月 ※精神障がい者は原則6か月
(週の所定労働時間) 20時間以上
(支給月額) 4万円 ※精神障がい者の場合、雇用後3か月間は8万円

障害者短時間トライアルコース

(対象者) 精神障がい者又は発達障がい者
(試行雇用期間) 原則3か月～12か月
(週の所定労働時間) 10時間以上20時間未満で開始し、トライアル雇用期間中に20時間以上を目指す
(支給月額) 4万円

【問合せ先】ハローワーク

特定求職者雇用開発助成金

- ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に助成

特定就職困難者コース

- 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者など就職が特に困難な者を雇い入れることに対して助成
(支給総額) 30万円～240万円

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

- 発達障がい者・難治性疾患患者を雇い入れることに対して助成
(支給総額) 30万円～120万円

障害者初回雇用コース

- 中小企業(雇用義務制度対象労働者数45.5人～300人)が雇用率制度対象の障がい者を初めて雇い入れて、法定雇用率を達成することに対して助成
(支給総額) 120万円

【問合せ先】ハローワーク

職場定着のための支援

障害者雇用安定助成金

障がい者の職場適応、職場定着及び一層の雇用促進を図るため、次の2つのコースで事業主に助成
(留意事項) 事前に受給資格の認定を受ける必要あり

障害者職場定着支援コース

- 雇用する障がい者の職場定着のため、障がい特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を行う事業主に助成

【問合せ先】ハローワーク

障害者職場適応援助コース

- 職場適応・定着に特に課題を抱える障がい者に対して、職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援を実施する事業主に助成

【問合せ先】島根労働局 職業対策課

ジョブコーチ支援事業

- 障がい者を雇用または雇用しようとする事業主に対してジョブコーチ(職場適応援助者)が職場に出向き、障がい者及び事業主に対して、直接的・専門的な支援(職場適応援助)を実施

【問合せ先】島根障害者職業センター

雇用環境整備のための制度

島根県特例子会社等設立支援事業助成金

- 特例子会社等の設立準備に係る事務経費の3分の2を助成(助成限度額) 300万円

【問合せ先】県 雇用政策課 多様な就業推進室

障害者作業施設設置等助成金

- 障がい者の作業や就労を容易にするために配慮された作業施設(設備)やトイレ、スロープ等の付帯施設の設置・整備にかかる費用の3分の2を助成

【問合せ先】高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部

障がい者雇用を積極的に進める 事業主さんにお聞きしました

社会福祉法人壽光会

- 所在地：出雲市
- 職員数：173人
- 障がい者雇用数：8人
- 事業内容：社会福祉事業



障がい者雇用のきっかけ、業務内容について教えてください。



「人を支える仕事だからこそ、支える人を大事にしたい」という法人の思いがあります。障がい者にとって働きやすい職場は、すべての職員にとっても働きやすい職場だと位置づけており、平成24年度に島根県立出雲養護学校の卒業生を採用したことがきっかけで、障がい者雇用を積極的に進めていくことになりました。

業務については、介護や調理などの補助業務のほか障がい者雇用を契機に創設した職種である環境整備にも取り組んでもらっています。これらの業務を担ってもらおうおかげで、専門職は専門の業務により多くの時間を割くことができ、今では職場にとってなくてはならない存在になっています。

活用した障がい者雇用支援について教えてください。

「トライアル雇用」と「ジョブコーチ支援」を活用しました。ジョブコーチには、障がいのある職員の職場適応に向けて、作業効率を上げるための環境整備や働き方の時間の配慮など具体的な取組へのアドバイスをいただきました。

障がい者雇用を通しての気づき、今後の取組について教えてください。

多様な障がいの特性や障がいのある方への必要な配慮など、職員の理解を深める必要があると考えます。また、長期的に継続勤務してもらうためには、一人ひとりの達成感や意欲などにつなげることが大切であり、責任あるポジションで生き生きと働くことができる職場環境が必要だと考えます。

今後は、法人として「あいサポート企業・団体」認定制度へ登録を考えており、全職員があいサポーターとなることを目指しています。さらに、障がいのある職員の処遇の向上や正規職員への登用に向けた検討も進めていきたいと考えております。



障がい者雇用支援機関

障がいのある方の雇用から職場定着まで、支援機関が連携しながらしっかりサポートします。事業主だけでなく就職を希望する障がいのある方に対しても支援機関が連携して支援を行っています！

ハローワーク(島根県内に9か所設置)

- 求人申込 ●人材紹介 ●職場定着支援・雇用管理の助言 ●助成金の案内
- 障がい者の差別禁止・合理的配慮の提供に係る相談・助言

障がいのある方を雇い入れたい、または、採用後のフォローを行ってほしい場合、最寄りのハローワークにご連絡ください。

ハローワークに登録されている障がいのある方を企業へ紹介するとともに、採用後の職場定着や雇用管理に関する支援を関係機関と連携して行います。

また、雇用の分野における障がい者の差別禁止及び合理的配慮の提供に関する相談の受付や助言等を行います。

さらに、障害者トライアル雇用など、各種助成金に関する相談も行っています。

島根労働局

[HP] <https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/hw/hello.html>



障害者就業・生活支援センター(島根県内に7か所設置)

- 事業主への障がい者の就職後の雇用管理に係る助言
- 雇用された障がい者の職場定着や生活支援
- 障がい者への就労・日常生活の指導、助言
- 職業準備訓練、職場実習のあっせん

障がいのある方に対して就業面と生活面の一体的な相談・支援を関係機関と連携して行います。

また、障がいのある方だけでなく、障がい者雇用を行う事業主に対しても障がい特性を踏まえた雇用管理等の相談にのり、障がいのある方が長く職場に定着できるよう支援を行います。

県 雇用政策課

[HP] https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/employ/koyo_syugyo/shogai_koyo/syougaisyasiencenter.html

県 障がい福祉課

[HP] <https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/ippan/shuurousien/sscenter.html>

県内の障害者就業・生活支援センター



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 島根支部 島根障害者職業センター

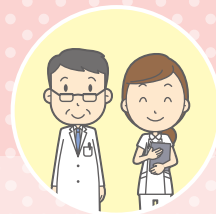
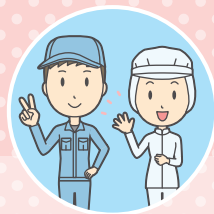
- 事業主への相談・援助 ●職場適応のためのジョブコーチによる支援
- うつ病等で休職している方へのリワーク支援 ●障がい者への相談・援助

障がいのある方の雇用促進、職場定着に向けて、雇用管理上の課題の整理や職務の切り出し等を行います。また、ジョブコーチ^(※)の派遣等、事業主へ具体的な支援や助言を行います。

(※) 事業所に出向き一人ひとりの障がい特性を踏まえた専門的な支援を行う職場適応援助者のこと。

[HP] <https://www.jeed.or.jp/location/chiiki/shimane/>





独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 島根支部 高齢・障害者業務課

- 障害者雇用納付金の申告・申請の受付 ●障害者雇用に関する助成金の受付
- 障害者職業生活相談員資格認定講習 ●地方アビリンピックの開催

障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請の受付、障がい者雇用に関する助成金の申請の受付を行っています。また、雇い入れに当たっての工夫・改善策などの実践的なマニュアル、雇用実例集の提供や地方アビリンピック（障害者技能競技大会）の開催などを行っています。

HP <https://www.jeed.or.jp/location/shibu/shimane/>



発達障害者支援センター（島根県内に2か所設置）

- 発達障がいに関する相談 ●就労支援 ●研修や情報提供

発達障がいに対する支援を総合的に行う拠点です。発達障がいのある方やその家族、各支援機関、本人の勤務先等、発達障がいに関わっておられる方や、「ひょっとして発達障がいでは?」と疑問を持たれる方も含めて相談に応じ、発達障がいの特性を踏まえた指導や助言を行います。

島根県東部発達障害者支援センター「ウィッシュ」

HP <http://www.sazanami-g.jp/wish/>



島根県西部発達障害者支援センター「ウインド」

HP <http://iwami-wind.org/>



東部高等技術校・西部高等技術校

- 障がい者委託訓練 ●介護サービス科（東部高等技術校） ●総合実務科（西部高等技術校）

障がいのある方が就職するために必要な知識や技能を習得するための職業訓練を行っています。

また、企業等の現場を活用して実践的な職業能力を習得する訓練も行っており、現場実習訓練を受託していただける企業を募集しています。

この訓練を通じて、障がいのある方の仕事上の適性や能力を見極めることができます。

東部高等技術校

HP https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/employ/kikan/tobu_gijutsu/



西部高等技術校

HP https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/employ/kikan/seibu_gijutsu/



関係機関連絡先

島根労働局 職業安定部 職業対策課	松江市向島町134番地10 松江地方合同庁舎 5階	TEL 0852-20-7021 FAX 0852-20-7025
島根県 健康福祉部 障がい福祉課	松江市殿町1番地 第二分庁舎 1階	TEL 0852-22-6690 FAX 0852-22-6687
島根県 商工労働部 雇用政策課 多様な就業推進室	松江市殿町1番地 本庁舎 2階	TEL 0852-22-5309 FAX 0852-22-6150
島根県教育庁 特別支援教育課	松江市殿町1番地 分庁舎 1階	TEL 0852-22-6710 FAX 0852-22-6231
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 島根支部 島根障害者職業センター	松江市春日町532	TEL 0852-21-0900 FAX 0852-21-1909
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 島根支部 高齢・障害者業務課	松江市東朝日町267	TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678



ハローワーク(公共職業安定所)

ハローワーク松江	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎2階	TEL 0852-22-8609 FAX 0852-27-8524
ハローワーク安来	安来市安来町903-1	TEL 0854-22-2545 FAX 0854-22-4123
ハローワーク出雲	出雲市塩冶有原町1-59	TEL 0853-21-8609 FAX 0853-21-0351
ハローワーク雲南	雲南市木次町里方514-2	TEL 0854-42-0751 FAX 0854-42-0752
ハローワーク石見大田	大田市大田町大田口1182-1	TEL 0854-82-8609 FAX 0854-82-1059
ハローワーク川本	邑智郡川本町川本301-2 川本地方合同庁舎1階	TEL 0855-72-0385 FAX 0855-72-0386
ハローワーク浜田	浜田市殿町21-6	TEL 0855-22-8609 FAX 0855-22-2932
ハローワーク益田	益田市あけぼの東町4-6 益田地方合同庁舎1階	TEL 0856-22-8609 FAX 0856-23-2622
ハローワーク隠岐の島	隠岐郡隠岐の島町城北町55 隠岐の島地方合同庁舎1階	TEL 08512-2-0161 FAX 08512-2-8609



障害者就業・生活支援センター

松江圏域	ぶらす	松江市寺町198-61 寺町プラザ2階	TEL 0852-60-1870 FAX 0852-60-1860
雲南圏域	アーチ	雲南市木次町下熊谷1259-1	TEL 0854-42-8022 FAX 0854-42-2727
出雲圏域	リーフ	出雲市今市町875-6 コメッセしんまち1階	TEL 0853-27-9001 FAX 0853-27-9011
大田圏域	ジョブ亀の子	大田市長久町長久口267-6	TEL 0854-84-0273 FAX 0854-84-0272
浜田圏域	レント	浜田市殿町75-8	TEL 0855-22-4141 FAX 0855-25-7464
益田圏域	エスポア	益田市あけぼの東町1-9	TEL 0856-23-7218 FAX 0856-32-0600
隠岐圏域	太陽	隠岐郡隠岐の島町岬町中の津四309-1	TEL 08512-2-5699 FAX 08512-2-3757



発達障害者支援センター

東部圏域 (隠岐を含む)	ウィッシュ	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎1F	TEL 050-3387-8699 FAX 050-3730-9745
西部圏域	ウインド	浜田市上府町イ2589「こくぶ学園」内	TEL 0855-28-0208 FAX 0855-28-0217



島根県立高等技術校

東部高等技術校	出雲市長浜町3057-11	TEL 0853-28-2733 FAX 0853-28-2736
(松江駐在)	松江市殿町1(島根県雇用政策課内)	TEL 0852-22-6952 FAX 0852-22-6150
西部高等技術校	益田市高津4-7-10	TEL 0856-22-2450 FAX 0856-22-2451
(浜田駐在)	浜田市片庭町254(浜田合同庁舎本館内)	TEL 0855-29-5733 FAX 0855-25-5988